

教 育 局

教 育 支 援

支 援	教 育		373
教 育	相 談		374

支 援 教 育

1 支援教育

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が同じ場で可能な限り共に学ぶことができるよう、インクルーシブ教育システムの構築を図るとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援や環境整備の充実等、きめ細かな支援教育の推進に努めている。

(1) 就学相談体制の充実

次年度就学児及び学齢児童生徒に対し、一人ひとりの状態及び発達段階、特性等に応じた適切な教育の場や対応を保障するために、就学相談員の配置や教育支援委員会の開催など、円滑な相談活動を進めている。

(2) 特別支援学級における支援

(令和8年5月1日現在)

区分	小学校・義務教育学校(前期)				中学校・義務教育学校(後期)				小中学校等
	学校数 (校)	学級数 (クラス)	児童数 (人)	教員数 (人)	学校数 (校)	学級数 (クラス)	生徒数 (人)	教員数 (人)	児童生徒数 (人)
知的障害	67	136	737	136	35	65	337	65	1,074
自閉症・情緒	67	177	1,020	177	35	66	340	66	1,360
肢体不自由	3	3	12	3	3	3	13	3	25
病弱・身体虚弱	12	12	16	12	6	6	6	6	22
院内学級	1	1	1	1	0	0	0	0	1
弱視	1	1	1	1	0	0	0	0	1
難聴	2	2	2	2	0	0	0	0	2
計		332	1,789	332		140	696	140	2,485

(3) 通級指導教室における支援

(令和8年5月1日現在)

	設置校数	学級数	児童生徒数
きこえとことばの教室(言語・難聴)	5	18	201
小学校サポートルーム(情緒)	9	24	281
中学校サポートルーム(情緒)	7	17	202
計	21	59	684

(4) 人的支援の充実

ア 非常勤介助員

支援の必要な児童生徒の日常生活、身辺自立等の補助・介助を行うために、市立小・中学校及び義務教育学校に非常勤介助員を配置している。

イ 支援教育支援員

教育的支援が必要な児童生徒に対して、学習面や生活面のきめ細かな支援を行う体制を充実させるため、全市立小・中学校及び義務教育学校に支援教育支援員を配置している。

ウ 学校生活支援員(学校サポーター)

通常の学級に在籍する支援を必要とする児童の情緒面及び生活面でのサポートを行うため、小学校に学校生活支援員(学校サポーター)を配置している。

なお、令和7年度までは有償ボランティアとして配置し、令和8年度より会計年度任用職員として配置している。

エ 支援教育指導員

市立小・中学校及び義務教育学校が行う支援教育に対し、支援教育指導員が専門的な立場から指導助言を行うことにより、各校の校内体制の充実及びきめ細かな支援の充実を図っている。

(5) 医療的ケアの実施

日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒の学びを保障し、学校生活を支援するため、医療的ケア児の在籍する学校に看護師を配置している。

教 育 相 談

1 不登校支援事業

(1) 校外教育支援センター

様々な要因(主に心理的要因)により、学校を長期にわたり欠席している、または登校を渋る状況にある児童生徒に対し、学校外の落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境を整備し、児童生徒の学びを保障している。

(2) 校内教育支援センター

自分の学級に入りづらい児童生徒に対して、学校内の落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境を整備し、児童生徒の学びを保障している。

(3) ふれあい体験活動

不登校や登校渋り、集団不適応など、共通の悩みを持つ児童生徒とその保護者を対象に、体験活動を通して、コミュニケーション能力の向上や集団への適応能力を高めることで、自己肯定感や自己有用感の向上を図っている。

(4) だれもが行きたくなる学校づくり研修

教職員を対象に、不登校や問題行動の未然防止となる支援や保護者支援についての理解を深める研修を実施している。

(5) 不登校を考えるつどい

不登校児童生徒の保護者を対象とし、不登校に関わる話題や進路に関する情報提供及び保護者同士の懇談の場を設けることで、保護者が一人で悩むことがないよう支援している。

(6) フリースクール等利用児童生徒支援事業

フリースクール等に通う児童生徒の保護者等への経済的な支援を行うことで、不登校児童生徒のそれぞれの状況に応じた学びの場や居場所を確保している。

2 来所相談・電話相談

不登校、交友関係、性格・行動上の問題など、青少年の教育上の諸問題について、19歳以下の青少年とその保護者、教職員等に対し、青少年相談・教育相談を実施している。

相談者の内訳

(令和7年度 単位：件)

対象者	本 人	保護者	教職員	その他	合 計
件 数	7,714	7,768	0	72	15,554

3 学校出張相談

青少年教育カウンセラーが週1～2回市内全小中学校等に出張し、児童生徒、保護者及び教職員を対象に、対象児童生徒に関する教育相談、見立て、コンサルテーション等を行っている。

相談者の内訳 (令和7年度 単位：件)

対象者	本 人	保護者	教職員	その他	合 計
件 数	17,219	8,244	16,370	341	42,174

4 スクールソーシャルワーカー（SSW）による支援

家庭訪問の実施や社会資源・地域資源を活用することにより、支援を必要とする児童生徒や保護者の環境調整を行うなどの支援を実施している。

活動内容の内訳 (令和7年度 単位：件)

活動内容	情報共有	会議	授業観察	本人・保護者対応	家庭訪問	地域連携	その他	合 計
件 数	14,388	2,345	3,236	2,213	566	78	239	23,065

5 ヤングテレホン相談

青少年や保護者が抱える悩み、不安、心配ごと等に対して電話やEメールで相談に応じている。

相談内容の内訳 (令和7年度 単位：件)

相談内容	犯罪触法行為	ぐ犯・不良行為	身上問題	知能・学業	身体・神経	その他	合 計
件 数	4	2	273	6	7	289	581

6 要請相談

学校から要請を受け、青少年教育カウンセラーや指導主事・社会福祉主事が学校を訪問し、教職員等の相談に応じている。